医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な
人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも
包含する。医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、
つねに医学の知識と技術の習得に
努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。

2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、
教養を深め、人格を高めるように心掛ける。

3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、
やさしい心で接するとともに、医療内容に
ついてよく説明し、信頼を得るように努める。

4. 医師は互いに尊敬し、
医療関係者と協力して医療に尽くす。

5. 医師は医療の公共性を重んじ、
医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、
法規範の遵守および法秩序の形成に努める。

6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。